

## 資料10 - 1 自治体別・種類別苦情受理件数

(平成16年度)

自治体 種類	合計	典型7公害								典型7公害 以外の苦情
		小計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	
愛媛県	209	99	28	40	1	6			24	110
松山市	406	400	179	62		101	6		52	6
今治市	17	13	6	1		4			2	4
宇和島市	23	22	14	2		1			5	1
八幡浜市										
新居浜市	105	87	56	6		5	1		19	18
西条市	19	13	4	5		3			1	6
大洲市	27	16	1	8	1	2			4	11
四国中央市	62	60	45	8		3			4	2
伊予市	1	1				1				
西予市	1									1
東温市	34	11	8			3				23
市計	695	623	313	92	1	123	7	0	87	72
久万高原町										
松前町	33	25	15	4		3			3	8
砥部町	14	4	3	1						10
中山町										
双海町										
内子町										
伊方町										
瀬戸町										
三崎町										
吉田町	3	3		1		1			1	
三間町										
鬼北町										
松野町										
津島町										
愛南町										
町計	50	32	18	6	0	4	0	0	4	18
合計	954	754	359	138	2	133	7	0	115	200

資料10 - 2 発生源別苦情受理件数

発生源	年度	16
合 計		954
農 業		38
林 業		2
漁 業		3
鉱 業		-
建 設 業		202
製 造 業		120
電気・ガス・熱供給・水道業		4
情 報 通 信 業		-
運 輸 ・ 通 信 業		7
卸 売 ・ 小 売 業		28
金 融 ・ 保 険 業		-
不 動 産 業		2
飲 食 店 、 宿 泊 業		24
医 療 、 福 祉		19
教 育 、 学 習 支 援 業		-
複 合 サ ー ビ ス 事 業		16
サ ー ビ ス 業		65
公務(他に分類されない)		-
分 類 不 能 の 産 業		14
会 社 ・ 事 業 所 以 外		410
個 人		241
そ の 他		38
不 明		131

発生源	年度	16
合 計		954
焼 却 施 設		67
産 業 用 機 械 作 動		45
産 業 排 水		26
流 出 ・ 漏 洩		65
工 事 ・ 建 設 作 業		89
飲 食 店 営 業		6
カ ラ オ ケ		6
移動発生源(自動車運行)		4
移動発生源(鉄道運行)		2
移動発生源(航空機運航)		-
廃 棄 物 投 棄		112
家 庭 生 活 ( 機 械 )		3
家 庭 生 活 ( ペ ッ ト )		13
家 庭 生 活 ( そ の 他 )		28
焼 却 ( 野 焼 き )		274
自 然 系		29
そ の 他		110
不 明		75

資料10 - 3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
		公害防止管理者		公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40000Nm <sup>3</sup> /h以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40000Nm <sup>3</sup> /h未満の工場		排出ガス量 40000 Nm <sup>3</sup> /h / 以上でかつ、排水量 1万m <sup>3</sup> /日以上の工場は、公害防止主任管理者を設置する。
	排出ガス量10000Nm <sup>3</sup> /h以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40000Nm <sup>3</sup> /h以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40000Nm <sup>3</sup> /h未満の工場		
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排水量 10000m <sup>3</sup> /日以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排水量 10000m <sup>3</sup> /日未満の工場		
	排出量1000m <sup>3</sup> /日以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排水量 10000m <sup>3</sup> /日以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排水量 10000m <sup>3</sup> /日未満の工場		
騒音	機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。） 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）	（騒音関係公害防止管理者）		常時使用する従業員数が21人を超える工場は、公害防止統括者を設置する。	
特定粉じん	特定粉じん発生施設を設置する工場	（特定粉じん関係公害防止管理者）			
一般粉じん	一般粉じん発生施設を設置する工場	（一般粉じん関係公害防止管理者）			
振動	液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941トン以上のものに限る。） 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。） 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）	（振動関係公害防止管理者）			
	ダイオキシン類	（ダイオキシン類関係公害防止管理者）			